

発行者　那珂川警察署松野駐在所　高橋　勇基

松　野　駐　在　所　だ　よ　り



令　和　８　年　１１　月　号

ＴＥＬ　０２８７－９２－２８９５

「犯罪被害者月間」について！！

○　実施期間
　令和８年11月１日（日）～12月１日（火）までの間

○　目的
　国民の犯罪被害者等支援に関する理解を深めることを目的とした広報啓発期間です。

○　ギュっとＣＨ（チャンネル）
　警察庁ウェブサイト内に、犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイトが開設されています。犯罪被害に遭われた方が、被害種別や困りごと別に支援制度を検索できます。また、支援者の方が犯罪被害者等の心理や接し方などを学べる教材が掲載されています。





　少しでも不安のある方や関係者が悩んでいる方は、迷わず駐在所や警察署に連絡して下さい。

夜間における車両の運転について

　夜間は視界が悪く、歩行者等の発見が遅れ、重大な事故が発生しやすい時間帯です。
　車両を運転する方は、
・　ライト４運動
・　前照灯の原則ハイビーム
を励行して下さい。
　また、歩行者は反射材等を使用し、自分の存在をアピールできる服装にして下さい。

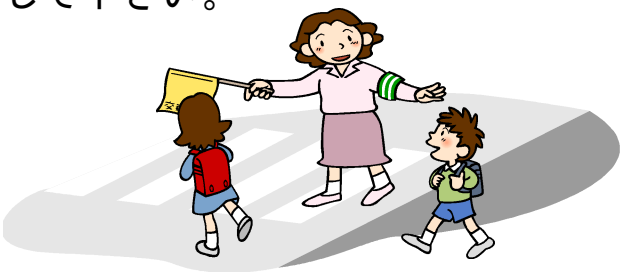

火の用心！！

　11月に入り、空気が乾燥してきます。
　一度、火が燃え上がると簡単には消火できません。
　大切な人や物を守るため、火気の取扱いには、十分注意しましょう。

